3　（略）

4　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一・二　（略）

三　現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

イ　現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

ロ　現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ　引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者の名称

四　（略）

（指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十四条の二十六　（略）

2　法第四十七条の規定に基づき指定を辞退しようとする指定障害者支援施設の設置者は、次に掲げる事項を当該指定障害者支援施設の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

一　指定を辞退しようとする年月日

二　指定を辞退しようとする理由

三　現に入所している者に関する次に掲げる事項

イ　現に入所している者に対する措置

ロ　現に当該施設障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ　引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称

（指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五十八　（略）

2　（略）

3　（略）

一・二　（略）

三　現に当該指定地域相談支援を受けている者に関する次に掲げる事項

イ　現に当該指定地域相談支援を受けている者に対する措置

ロ　現に当該指定地域相談支援を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定地域相談支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ　引き続き当該指定地域相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な地域相談支援を継続的に提供する他の指定一般相談支援事業者の名称

四　（略）

（指定特定相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十九　（略）

一～五　（略）

六　事業所の管理者及び相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

七～十四　（略）

2～4　（略）

3　（略）

4　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一・二　（略）

三　現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

四　（略）

（指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十四条の二十六　（略）

（新設）

（指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五十八　（略）

2　（略）

3　（略）

一・二　（略）

三　現に指定地域相談支援を受けている者に対する措置

四　（略）

（指定特定相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十九　（略）

一～五　（略）

六　事業所の管理者及び相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

七～十四　（略）

2～4　（略）